取得できる免許状・資格

1.教員免許状

所属する専修・履修分野ごとの卒業要件単位を修得することによって、下表の教員免許状(●主免許)を必ず取得します。また、主免許以外の教員免許状(■、◆副免許)の取得を希望する場合は、所要の単位を追加修得することによって、副免許を取得することが可能です。

ただし、授業時間割上の制約や教育実習校の確保状況等によって、希望する副免許の取得を保証するものではありません。

なお、下表のほか、副免許としては、養護教諭一種、高等学校一種(情報)があり、これらも所要の単位修得と履修要件を満たすことで取得することが可能です。(平成29年6月現在)

課程	専攻	専修	履修分野	幼稚園一種	小学校一種	中学校一種										高等学校一種													特別支援学校一種
						国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	家庭	技術	英語	国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	保健体育	家庭	工業	英語	書道		
学校教育教員養成課程	教育発達専攻	教育学専修		■※1	●					■(各教科から選択)※1						◆(中学校一種と同教科)													
		心理学専修		■※1	●					■(各教科から選択)※1						◆(中学校一種と同教科)													
		幼年教育専修		●	■																								
		特別支援教育専修			●※2					●(各教科から選択)※2						◆(中学校一種と同教科)													●
	教科教育専攻	国語教育専修	初等教育履修分野		●	■										◆													
			中等教育履修分野		■	●										◆													
		社会科教育専修	初等教育履修分野		●		■										◆	◆												
			中等教育履修分野		■		●										◆	◆												
		数学教育専修	初等教育履修分野		●			■											◆											
			中等教育履修分野		■			●											◆											
		理科教育専修	初等教育履修分野		●				■											◆										
			中等教育履修分野		■				●											◆										
		音楽教育専修	初等教育履修分野		●					■											◆									
			中等教育履修分野		■					●											◆									
		美術教育専修	初等教育履修分野		●						■											◆								
			中等教育履修分野		■						●											◆								
		保健体育専修	初等教育履修分野		●							■											◆							
			中等教育履修分野		■							●											◆							
		家庭科教育専修	初等教育履修分野		●								■											◆						
			中等教育履修分野		■								●											◆						
		技術教育専修	中等教育履修分野		■									●											◆					
		英語教育専修	中等教育履修分野		■										●											◆				
	伝統文化教育専攻	書道教育専修				■										◆											●		
		文化遺産教育専修							●※3		●※3									■※3		■※3								

●…主免許:卒業要件として必ず取得する教員免許状
■…副免許1:所属専修・履修分野の授業科目に関連して取得しやすい免許状
◆…副免許2:主免許又は副免許1 で中学校一種を取得の場合、取得しやすい免許状

※1…中学校一種(各教科から選択)又は幼稚園一種　※2…小学校一種又は中学校一種　※3…理科又は美術を選択(中学校一種と同教科)

2.各種資格

卒業要件単位以外に各資格についての所要単位を追加修得することで、取得可能です。社会教育主事、学校図書館司書教諭、保育士(学校教育教員養成課程 教育発達専攻 幼年教育専修に限り適用)、学芸員、スポーツ指導者、認定心理士(学校教育教員養成課程 教育発達専攻 心理学専修に限り適用)、教育支援人材(こどもパートナー・こどもサポーター(学校活動支援)・こどもサポーター(バルシューレ)・こどもサポーター(ESD)・こどもサポーター(ICT活用))の資格を取得するための単位を修得することができます。

ただし、授業時間割上の制約や履修人数制限等によって、希望する資格の取得を保証するものではありません。